

第 4 号議案

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の
一部を改正する条例の制定について

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例（平成 26 年亀岡市条例第
35 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 6 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の
一部を改正する条例

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例（平成 26 年亀岡市条例第
35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「20 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 新火葬場の整備構想等について検討するにあたり、社会環境の変化を踏まえ、より広く市民から意見を取り入れるため、亀岡市新火葬場整備検討審議会の委員を拡充し、その定数を増やすこと。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。